

# 提 言 書

町内会に関する新たな条例の制定に向けて

平成30年〇月

札幌市町内会に関する条例検討委員会

## 目次

はじめに	1
I 条例に盛り込むべき事項	2
第1 条例の構成や考え方	2
第2 基本的事項	2
II 検討委員会からの意見等について	5
III 参考資料	7
『町内会に関する条例検討委員会』委員名簿	7
会議の開催経過	8

はじめに

## I 条例に盛り込むべき事項

### 第1 条例の構成や考え方

本条例の基本的な考え方は、以下のとおりとすることが望ましいと考えます。

- (1) 札幌市には、まちづくりの基本理念を定めた「札幌市自治基本条例」と「札幌市市民まちづくり活動促進条例」が既に制定されていることから、これらの条例を基礎として、現場の目線で町内会の活性化に焦点をあてるものとする。
- (2) 町内会の意義や重要性などの理念を本条例に定めることとし、具体の施策とあわせて、一体的に町内会の活性化に資するものとする。
- (3) 前文を設け条例の考え方を示すこと。
- (4) 条文は簡潔なものとし、地域住民にわかりやすく届く表現を心がけること。

### 第2 基本的事項

#### 1 名称

条例の対象である「町内会」が入った、わかりやすい名称とすることが望ましいと考えます。

例「札幌市〇〇〇〇〇〇〇条例」

#### 2 前文

町内会の意義や役割、重要性をしっかりと謳い、条例が目指すさっぽろの姿をわかりやすく表現し、理念や市の姿勢を明らかにすることが望ましいと考えます。

- ・町内会は、市内の各地域において日常の交流を通じて、高齢者の福祉や防災・防犯、清掃や環境美化、冬期の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支えるなど、地域コミュニティの中心的な役割を担うことで、市の発展に大きく貢献してきた。
- ・しかし、少子高齢化や核家族化などによる世帯構成の変化や、集合住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、住民意識や生活環境の変化などに伴い、町内会においては、加入率の低下、役員の高齢化や担い手不足などにより、地域の活力が低下していくことが危惧されている。

- ・町内会は、世代を超えて、地縁によって結ばれた支え合いの場である。子どもや高齢者の日頃の見守りだけではなく、地震や豪雨などの自然災害をはじめとする非常時に備えるためにも、今後ますます必要となる地域の重要な力である。また、町内会は、身近な市民参加の機会でもあり、住民主体のまちづくりを進めるための礎となる。
- ・私たちは、「人がまちをつくり、まちが人をつくる」という思いを共有し、地域の一員として、このかけがえのない札幌のまちを未来の世代に引き継いでいく責任がある。
- ・札幌市には、市民が主体のまちづくりを基本理念とする、札幌市自治基本条例と札幌市市民まちづくり活動促進条例が定められている。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会を応援するために、この条例を制定する。

### 3 目 的

町内会が地域の中心として重要な役割を担っていることを広く共有するとともに、町内会の活性化に際しての基本理念や市の責務等を定めることによって、町内会の活動を促進し、安全安心で暮らしやすく、いきいきとした地域コミュニティの実現に寄与することを、条例の目的に盛り込むことが望ましいと考えます。

### 4 定 義

町内会は、「良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定の範囲の区域に住所を有する世帯および事業所等の地縁に基づいて形成された町内会、自治会などの団体」とすることが望ましいと考えます。

### 5 基本理念

町内会の活性化を進める際には、次の事項を基本理念として盛り込むことが望ましいと考えます。

- ・地域住民の交流を促進することによって、地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会の活動が行われるようにすること。
- ・町内会の活動が行われるに際しては、地域住民が譲り合いの気持ちで様々な価値観や自主性を尊重すること。

## 6 様々な主体の役割・責務

町内会、市、事業者が各自の役割を認識し、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、一体となって町内会の活性化に取り組むことが求められており、次のとおり盛り込むことが望ましいと考えます。

### (1) 町内会の役割

- ・地域住民の自発的な加入を促進するよう努めること。
- ・町内会の活動に関する情報を積極的に提供し、地域住民が世代や性別を問わず参加や協力をしやすいものとなるよう努めること。
- ・運営の透明性の向上を図り、地域住民に対しその内容が分かりやすいものとなるよう努めるものとする。
- ・良好な地域コミュニティの維持および形成のために、他の町内会をはじめとして、地域で活動するNPOや事業者などを含めた他の団体との連携を深めること。

### (2) 市の責務

- ・地域住民の自発的な町内会への加入や、町内会の自主的な設立に関して、必要な支援を行うこと。
- ・町内会に対する地域住民の理解や関心を深め、町内会の活動への地域住民の一層の参加や活動を促進するために、広報活動、啓発活動、その他財政面も含めた必要な支援を行うこと。
- ・町内会の活性化に関する施策を行う際には、町内会の意見を勘案して行うこと。
- ・施策、事業等の実施にあたり、町内会に協力を依頼する場合には、関係する部署間の連携に努め、町内会の負担が過重にならないよう十分に配慮すること。
- ・市職員は地域コミュニティの重要性を理解し、その活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。

### (3) 事業者の役割

- ・市内に事業所を有する事業者は、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会の重要性を理解し、自らもその一員として、町内会活動への参加や協力を努めること。
- ・住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、住宅の建築等を行うにあたり、入居しようとする者に対して、町内会への自発的な加入、または町内会の設立に資する情報を提供するよう努めること。

## II 検討委員会からの意見等について

条例の検討過程で委員より出された、町内会の活性化に資する方策や、条例の周知方法などについて以下のとおりとりまとめましたので、市の施策を検討する際の参考にさせていただきたいと考えます。

### 1 加入促進

町内会への加入を促進するためには、まず、住民から見て「入りたくなるような町内会」であることが大切と考えます。そのためには、町内会の活動や会計を「見える化」し、その情報を公開するとともに、入りやすい雰囲気づくりや、参加しやすい活動内容を工夫していくことが重要です。また、個人の事情に合った参加の形を取り入れていくことも重要な視点と考えます。

### 2 情報発信

町内会が果たしている役割や、普段の生活と町内会の活動が結びついていることを、住民にわかりやすく伝えていくことが重要です。また、地域のイベントやPTAが集まる入学式、新規入居者への挨拶回りなどの様々な機会を捉えるとともに、SNSなどを活用しながら積極的に情報発信することが大切です。

### 3 担い手

住民の価値観や自主性を尊重し、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、個人が持つスキルを町内会に活かしてもらうことが重要です。

### 4 連携

身近な団体等と連携した交流が求められるとともに、学校やまちづくりセンターと連携した活動場所の確保や、合同で行うイベント等を通じて、町内会への関心づくりを進めることが重要です。

### 5 市の取組など

住民が参加するワークショップなどの手法を通じて、段階的に町内会への理解を深める取組が有効であり、このことについて市の支援が求められます。あわせて、町内会活動の外部との連携について、コーディネートする支援が必要です。

また、職員も地域住民の一人として、協力して町内会活動を行っていく意識を持つことが大切です。

## 6 条例（理念）の周知について

条文だけでは伝わりにくいことから、条例の内容をわかりやすくまとめ、どのような意味を持つのか説明する手引きなどを作成し、町内会活動に役立てられるようにすることが重要です。

## Ⅲ 参考資料

## 『町内会に関する条例検討委員会』委員名簿

(平成30年 1月17日委嘱、五十音順、敬称略)

氏名	団体・職位
いがらし ひでこ 五十嵐 秀子	幌北連合町内会 副会長・女性部長
かわきた みつはる 川北 光晴	公募委員
きむら ともこ 木村 公子	鉄西連合町内会 女性部副部長
さいとう ひろこ 齋藤 寛子	公募委員
すずき かつのり 鈴木 克典 (委員長)	北星学園大学 経済学部教授
ふくし あきお 福土 昭夫 (副委員長)	石山地区連合町内会 会長
まちだ しんいち 町田 信一	公益社団法人北海道マンション管理組合連合会 事務局長

## 会議の開催経過

回	開催概要
第1回	日時：平成30年1月17日（水）13時30分～16時00分 内容：委嘱状の交付、委員長選出 検討委員会の検討内容・想定スケジュール 新条例が目指すべき方向性、新条例に入れるべき内容について意見交換
第2回	日時：平成30年2月14日（水）13時30分～16時00分 内容：町内会長アンケートの結果報告 市民ワークショップ等の結果報告 新条例に入れるべき内容について意見交換
第3回	日時：平成30年3月8日（木）14時30分～17時00分 内容：提言内容について（前文・各条文・名称・条例イメージ案）意見交換
第4回	日時：平成30年3月23日（金）9時30分～12時00分 内容：

## 新条例名の案

- 札幌市町内会に関する条例
- 好きですサッポロ町内会条例
- 札幌市町内会活動応援条例
- 札幌市地域で結び未来へつなぐ町内会応援条例
- 札幌市住むまちで（ともに）支え合う町内会応援条例
- 札幌市まち・とも参加推進条例
- 札幌市マチトモ町内会条例
- 札幌市町内会マチトモ条例
- 愛着あるまちづくり条例
- みんなのまちづくり条例
- 僕たち私たちのまち条例
- みんなの札幌わたし達の町内会条例
- 札幌市みんなと私の町内会条例
- 町内会ふれあいと交流で地域力を高めるための条例
- 町内会と共に人と人が支える地域づくりの条例
- 心交える町内会活性化に関する条例

町内会支援に関する事業(H27年度～H29年度実施分)

札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課

事業名		概要	平成27年度実施内容	H28年度実施内容	H29年度実施内容
町内会活動総合支援事業	町内会等への参加促進啓発	様々な手段により、町内会への加入促進の啓発を行う。 ・CMを制作・放映 ・広告の掲出(公共交通機関、チカホ等) ・夏祭り等イベントへの出店 ・その他イベントへの参加	・CM制作(テレビ、公共交通機関、イベントでの放映、上映) ・札幌市ホームページ「町内会・自治会検索」をスマホ対応に改定	・CMを制作し、テレビ、公共交通機関、映画館でのCM、イベントでの放映、上映 ・札幌市ホームページ「町内会・自治会検索サイト」のリニューアル ・「マチトモルーキー」キャンペーンを実施 ・リーフレットの配布(延べ2,500部)	・Facebookの積極的な活用 ・地域の夏祭り12会場等でのブース設置・周知啓発(TVでの発信) (ブースへは延べ3,600人来場) ・リーフレットの配布(延べ4,500部)
	不動産関連団体等との連携(H28～)	不動産関連団体等と連携し、転入者等へ効果的に町内会・自治会の加入を働きかけ、地域のまちづくり活動の活性化を推進する。		不動産関連団体等7団体と協定書を締結 ・会員へのリーフレット配布等による町内会加入の啓発 ・啓発イベント、団体会員に対する講習等を連携して実施	・会員へのリーフレット配布等による町内会加入の啓発 ・啓発イベント、団体会員に対する講習等を連携して実施
	町内会活動活性化支援	区やまちづくりセンターが主体となり、町内会加入促進や担い手確保といった課題の解決などに向けた事業を実施するもの。	【支援例】 ・東区：東雁来地区における町内会設立支援、 ・豊平区：イベント時の町内会加入ブース設営	【支援例】 ・東区：東雁来地区における町内会設立支援(H29年4月に町内会発足) ・手稲区：区役所ロビーでの転入者に対し町内会加入促進ブース設置など	【支援例】 ・厚別区：町内会活動の啓発を目的としたVR動画の作成 ・南区：モデル地区にて、アンケートを実施し、町内会活動に興味がある方については、戸別訪問を行い、町内会活動参加勧誘を行う。
	町内会活動支援シンポジウム	地域活動活性化に向けて取り組む町内会関係者の意識向上や、町内会同士の横のつながりを創出する。	【シンポジウムの実施】 日時：H27年11月16日 テーマ：コミュニティ 内容：講演や地域活動をされている方々を交えたパネルディスカッション 来場者：369人	【シンポジウムの実施】 日時：H28年10月27日 テーマ：今後の町内会のあり方 内容：基調講演、パネルディスカッション 来場者：345人	—
	町内会担い手育成塾 町内会未来塾	町内会運営に役立つセミナーを実施することで、組織運営のための専門的知識の修得や、スキルアップを支援し、町内会組織のレベルアップを図る。 横のつながりが深まるよう、ワークショップなども実施	【担い手育成塾】 講座数：4 参加者数：合計260人 テーマ内容：会議の基本的な進め方や広報誌作成の方法など	【担い手育成塾】 4つのテーマの講座を2回に分けて実施 講座数：4 参加者数：合計207人 テーマ内容：新たな情報発信、地域の意見集約の方法など *このほか、個人情報保護委員会の職員を招き、町内会・自治会関係者を対象に研修を実施(参加者数700名)。	【未来塾】 講座数：7 参加者数：合計189人 テーマ内容：役員の担い手発掘や若い世代との関わり方、事例紹介や会計・個人情報についてなど  *町内会未来会議での意見交換会の要素を加え、H29年度は事業を統合
	町内会未来会議～意見交換会～	町内会の活性化を図る。 ・町内会の効果的な取組を広く情報発信、普及啓発 ・町内会同士の交流促進	—	町内会の抱える課題などを中心に4つのテーマに関して、意見交換会を実施。 実施回数：4回(テーマごと) 参加人数：合計114人	
	町内会アドバイザー派遣	町内会個別の課題や悩みごとに応じて支援を行うアドバイザーを派遣。	実施回数：11地区、30回 支援内容：町内会役員のお仕事パンフレット作成、町内会アンケート作成支援など	—	実施回数：13地区、39回 支援内容：担い手確保に向けたSNS勉強会、ワークショップの実施、チラシ作成支援など
地域コミュニティ活動促進事業(H29～)	子育て世代(20～49歳)を対象に、実際に町内会活動を体験してもらい、子育て世代が参加しやすくなるためのあり方について意見交換会を行う。			【事業実施】 ・意見交換会2回、地域活動体験(延べ18地区) ・参加人数：40名程度 ・実際に地域活動に参加し、若い自分たちができると、町内会が工夫するとよいと思うことについて話し合い、結果を冊子にまとめた。	
地域活動の場整備支援事業(H24～)	地域課題を解決するために必要なまちづくり活動を行う場所の整備・改修を支援するもの。 学識者等による審査委員会によりプレゼン・現地審査の結果採択されたものに対して補助を行う。 (平成29年までの総採択件数：22件)	応募：5団体 採択：2団体 採択内容：親子連れ居酒屋、コミュニティスペースの活用などによる交流の場の拡大	応募：3団体 採択：3団体 採択内容：子ども食堂、子育てサロンや高齢者サロンなど交流の場の整備	応募：4団体 採択：2団体 採択内容：プレーパークや食を通じた交流、浴室の開放などによる地域の交流の場の創出	
参考 町内会支援に関する情報の発信	タイトル	発行	内容		備考
	町内会活動のヒント	平成26年6月(改訂版)	町内会の運営と活性化に役立つヒントを掲載。加入促進や活動の担い手の確保、活動の工夫策地域の方々のさまざまなまちづくり活動を紹介した事例集		各町内会に配布
	まちづくりのレシピ 町内会への加入声かけ参考書(町内会活動のヒント 別冊)	平成27年3月 平成30年4月	町内会の加入促進に着目し、声かけに際しての心構えや、Q&Aを掲載		各町内会に配布